

令和2年7月15日

市長定例記者会見

西宮市政記者クラブ各位

西宮市産婦健康診査助成事業の実施について

1 事業目的

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化することを目的とする。

2 事業開始日

令和2年10月1日

3 事業内容

【助成対象】

西宮市に住民登録がある、出産後8週未満の産婦。

【内容・実施時期・助成回数】

「こころの健康チェック」を含む産婦健康診査。産後1か月頃に1回実施。医師が必要と判断する場合は産後2週間頃にも実施可能。助成上限回数は2回。

【助成額】

1回あたり上限5,000円。

【助成方法】

産婦が、市の契約医療機関で産婦健康診査を受診した際に受診助成券を使用することで、健診費用の一部または全額が助成される。

4 産婦健康診査受診助成券の受け取り方法

産婦健康診査受診助成券の受け取り方法は、妊婦健康診査受診助成券の申請受付日によって下記のとおり異なる。

申請受付日	受診助成券の受け取り方法
令和2年 4月以前	8月以降、対象者に申請書を郵送する。申請書の返送確認後、受診助成券を郵送する。なお、保健福祉センターに申請書を持参すると即日発券可能。
令和2年 4月～7月	8月以降、対象者に受診助成券を郵送する。
令和2年 8月以降	申請時に受診助成券を交付。 ※アクタ西宮ステーションでは即日発行できないため、希望により後日郵送。(郵送料は自己負担)

お問合せ先

西宮市 健康福祉局 保健所 地域保健課

担当：母子保健チーム

電話：0798-35-3310